



府 食 第 8 7 3 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成 2 2 年 1 1 月 1 5 日付け厚生労働省発食安 1 1 1 5 第 1 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

#### 記

以下の事項について、同法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号）第 1 食品の部 D 各条の「即席めん類」の酸価及び過酸化物価の測定法を削除すること